

## すべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書

政府は、看護師や介護職員など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2022年10月からは診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設しました。

しかし、賃上げ対象が限定され、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師約166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば17万8千余りある医療施設のうち、対象は2,720施設とわずか1.5%に過ぎません。コロナ禍において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部の施設や職種ではありません。

日本医労連が集約した「2022看護職員の労働実態調査」では、仕事を辞めたいと「いつも思う」と「ときどき思う」の合計は8割にも上り、仕事を辞めたい理由（3つまで選択）では、「人手不足で仕事がきつい」6割、「賃金が安い」4割、「思うように休暇が取れない」3割、「夜勤がつらい」2割、「思うような看護ができず仕事の達成感がない」2割などと続きました。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保が求められています。

福島県では「2025年度の介護職員充足率」推計が74.1%と全国最下位で、必要数の4分の3に届かない状況にあります。

医療・介護従事者の賃金引き上げなど処遇の改善で人材を確保し、安全・安心の医療・介護体制を築くため、診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月18日

内閣総理大臣 岸田文雄様

厚生労働大臣 武見敬三様

財務大臣 鈴木俊一様

総務大臣 松本剛明様

福島県二本松市議会議長 本多勝実